

就職・進学・転勤の季節 住所変更を忘れずに！

住所を変更するときは、転入・転出などの届出が必要です。届出に必要な書類を事前にご確認のうえ、市民課窓口にお越しください。

3月から5月にかけては、窓口が大変混雑しますので、お時間に余裕をもってお越しください。

転出届

下野市から他市区町村に住所を移すときに提出します。転出先住所や転出日をお確かめのうえ手続きしてください(転出日の30日前から受付可)。

※転出届は郵送やマイナンバーカードを用いたオンラインでの届出も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■持ち物

すべての方

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど)

該当する方

- ・委任状(代理の方)
- ・返納するもの(印鑑登録証、国民健康保険証など)

転入届・転居届

他市区町村から下野市に住所を移したときや、市内で引越しをしたときに提出します。新しいお住まいに住み始めてから14日以内に手続きしてください。

※転入・転居の届出はオンラインではできません。

■持ち物

すべての方

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど)

該当する方

- ・前住所地で交付された「転出証明書」(市外から転入する方)
- ・マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちの方)
- ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方)
- ・パスポート、入国日が分かるもの(航空機のチケットなど)
- ・委任状(代理の方)

新築住宅への転入・転居届出をする方へ

新築住宅の場合、住所の特定や建築の確認のため、転入・転居届出の際に次の書類をお持ちください。

■必要な書類

住宅位置図、建築確認済証、検査済証、底地証明書(新築住宅が区画整理地内にある場合)

市民課一部業務の土日開庁

住所異動の時期にあわせ、市民課窓口を土日に開庁します。平日に手続きができない方はご利用ください(手続きの内容によっては、平日に再度お越しいただく場合もあります)。

■日時

3月30日(日)、4月5日(土)・6日(日)
午前8時30分～正午

■取扱業務

- ・転入届(マイナンバーカードなどによる特例転入届は不可)、転居届、転出届、世帯変更届
 - ・印鑑登録、住民票や戸籍謄本などの交付
- ※上記以外の業務は受付できません。

マイナンバーカードの手続きも忘れずに！

住所や氏名に変更があった方は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの継続利用と券面記載事項変更の手続きも併せて行ってください(数字4ケタの暗証番号が必要)。特に転入届をした方は、転入届出日から90日以内に継続利用の手続きをしないとカードが失効してしまいます。

署名用電子証明書

マイナンバーカードの署名用電子証明書は、住所や氏名に変更があると、有効期限に関わらず失効してしまいます。カード所有者ご本人が来庁し、改めて申請してください(英数字を組み合わせた6～16ケタのパスワードが必要)。

マイナポータルから転出届を提出できます

マイナンバーカードを所有している方は、マイナポータルからオンラインでも転出の届出が可能です。詳しくはデジタル庁のホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。



デジタル庁
ホームページ

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896